

一、本會の目的は、日本銀行の業務を調査し、その改良を期することである。

二、本會の組織は、会長一人、理事五人、監事五人、評議員十人、事務局を置く。

三、本會の事務所は、東京市千代田区に設け、必要のときは、大阪、京都、名古屋、神戸、福岡等に支店を設け得る。

四、本會の活動は、調査、研究、報告、協賛、啓蒙、教育、その他本會の目的を達成するに必要の一切の事業を営む。

五、本會の資金は、会費、寄付、協賛金、利息、その他本會の事業に必要とする一切の資金を管理する。

六、本會の事業は、公益に當り、かつ、法律の範囲内で行われ、かつ、本會の目的を達成するに必要とする。

七、本會の役員は、本會の定款及び章程に定めるところに従って選任され、かつ、本會の利益を代表する。

八、本會の役員は、本會の業務を執行し、かつ、本會の利益を代表する。

九、本會の役員は、本會の業務を執行し、かつ、本會の利益を代表する。

十、本會の役員は、本會の業務を執行し、かつ、本會の利益を代表する。

財団法人協同會大阪支所

財団法人協同會大阪支所

オーストリーニ於ケル過般當局ノ大彈壓ニ依リ社會民衆黨ガ多數ノ犠牲者ヲ出シ之ガ爲メ全黨ハ今ヤ崩壊ノ運命ニアリトシ、報告後協議ノ結果組合會議トシテハ大体金貳百圓ヲ送付スルコト、シ之ガ實行方法ハ書記局ニ一任スルコトニ決定

以上